

## 町長とまちづくりについて話ませんか

本町では協働のまちづくりを推進するため、町民の皆さんの希望に応じ、町長と皆さんとの懇談会を実施しています。

懇談会のメニューは右記のとおりとなっていますので、ぜひ皆さんの声をお聞かせください。

申込み・問合せ／まちづくり推進担当  
(内線2211)

### 町長と話ませんか

- 内容 懇談を希望する団体から申し込みを受け、まちづくり等に関するさまざまな分野にわたり懇談します。
- 対象 町内会等の自治会および町で活動している各種団体
- 主催 申し込みをした団体

### ミルクミーティング

- 内容 懇談を希望するおおむね5名以上の町民で構成された団体から申し込みを受け、牛乳等を飲みながら、まちづくり等に関するさまざまな分野にわたり気軽に懇談します。
- 対象 町内会等の自治会および町で活動している各種団体
- 主催 町が主催し役場庁舎で開催

## べつかい協働のまちづくり補助金

本町では、より良いまちを目指し活動する団体への支援を目的に「べつかい協働のまちづくり補助金（公募型・一般型）」を設けています。応募をお考えの方は、次の施設に設置している募集要項等をご確認の上、右記担当へ気軽にご相談ください。

また、募集要項等は町ホームページからもダウンロードできます。

### ■受付期間

- (1)公募型(前期) 4月1日(月)から4月26日(金)
- (2)一般型 4月1日(月)から翌年1月31日(金)

### ■募集要項設置場所

町ホームページ、役場総合政策課窓口、各支所、各連絡事務所、各公民館、図書館、町民体育館

町ホームページ検索キーワード

べつかい協働のまちづくり補助金  検索

問合せ／まちづくり推進担当（内線2216）

## 別海町ふるさと応援制度 寄付を頂きました

2月中旬に、延べ43名の方から寄付を頂きました。たくさんの応援をありがとうございます。

寄付金は、活力あるふるさとづくりのために有効活用させていただきます。

なお、氏名および住所の公表を承諾された方については、町ホームページに掲載しています。

また、本町では、まちの魅力や地場産品等のPRのため返礼品の充実を図っており、返礼品を提供していただける事業者を随時募集していますので、詳しくは下記担当までお問い合わせください。

町ホームページ 検索キーワード ふるさと納税  検索

問合せ／企画振興担当（内線2213・2214）

## 税務課から

### 納め忘れにご注意ください

平成30年度の町道民税、固定資産税、軽自動車税および国民健康保険税の納期は全て終了しています。

口座振替の設定を行っている方でも、残高不足などの理由で振り替えができないまま未納になっている場合がありますので、いま一度領収書類等を確認の上、不明な点や未納と思われる税目がありましたら、下記担当にご連絡ください。

### 本年度の債権調査 差押件数

- 債権の調査 1,032件
- 債権の差押 66件  
(平成31年2月末時点)

問合せ／収納対策担当  
(内線1115・1116)

**督促や催告を無視し続けると、調査や差し押さえの対象となります**

# 新入学(園)の交通安全期間

## 新入学(園) 児童の交通事故防止

### ■自動車・自転車を運転する方

子どもを見かけたときは、その動きに十分注意し、徐行するなど、安全で思いやりのある運転を心掛けましょう。

### ■保護者の方

子どもと一緒に、通学(園)路を歩き、安全確認や正しい横断の方法、信号機の意味などについて、確認しましょう。

### ■地域の皆さん

飛び出しや、道路で遊ぶなどの危険な行動をしている子どもを見かけたら、積極的に指導し、正しい交通ルールやマナーを教えるとともに、大人が自らお手本となるような安全行動を心掛けましょう。

新入学(園) 児童の交通ルールとマナーの習得等を図るため、4月8日(月)から12日(金)までの5日間を「新入学(園)の交通安全期間」に設定しました。

悲惨な交通事故を防止するため、下記のことにご協力をお願いします。

## 自転車の安全利用の促進



### ■保護者の方

自転車の点検および整備に努め、自転車に乗車するとき、また、子どもを自転車に乗せるときは、乗車用ヘルメットを着用しましょう。

### ■地域の皆さん

自転車の交通ルールの遵守とマナーの向上に努め、お互いに自転車の安全利用を呼び掛けましょう。

### ■自動車を運転する方

交差点等における一時停止、安全確認を徹底し、自転車を追い越すときは、安全な間隔を確保しましょう。

問合せ/防災・交通担当 (内線2116・2117)

# 特殊詐欺被害防止について

近年は「振り込め詐欺」「架空請求」等の特殊詐欺の手口が巧妙になっており、道内でも不審電話等が多発しています。

不審電話やEメール、はがき等が届いた際は、一人で悩まずにご家族、ご友人、警察などに相談しましょう。

## 対策例

- 家族と電話をする際の合言葉を決める。
- 不審な電話があったときは「電話を録音している」と伝える。
- 公的機関の職員を名乗る者からの連絡であっても、キャッシュカードの暗証番号を教えない。

## 不審電話等の内容

- 「未納料金があるため、このまま放置すれば裁判になる」
- 「口座が悪用されている。キャッシュカードを預かり、確認する必要があるため、後日職員が伺う」
- 「会社のお金を盗まれたため、立て替えてほしい」 など

問合せ/防災・交通担当  
(内線2116・2117)

# 春の火災予防運動

4月20日(土)から30日(火)まで

春は空気が乾燥し、風が強く吹くなど、小さな火元から火災になることが多い季節です。例年この時期には、たばこの投げ捨てやごみ焼きによる火災が多く発生していますので、火の取り扱いには十分注意してください。

問合せ/予防課 TEL 75-2200

## 住宅防火点検を実施します

運動期間中、農家地区および別海川上町の一部を対象に消防団員(身分証携帯)による住宅の外観および周囲の点検を実施します。

防火点検に使用する車両は、家畜伝染病予防のため消毒を行いますので、ご理解とご協力をお願いします。

<点検内容> 煙突、ホームタンク、ガスボンベ等の設置状況 など